◆京都の労働メールマガジン　　号外◆

発行　2020年2月26日

　京都の労働メールマガジンでは、京都府の労働施策やイベント、セミナーの情報等を月１回発信します。是非、ご登録ください。

――☆★☆**ＣＯＮＴＥＮＴＳ**☆★☆――――――――――――――――――――――――

1. 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け）」を確認しましょう
2. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例が設けられました
3. 「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度のお知らせ
4. 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け）」を確認しましょう

厚生労働省ホームページでは、従業員の方々に発熱などの風邪の症状が現れた場合に、どのようにすればよいかなど、企業の方に向けた新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａを掲載しています。

「新型コロナウイルスに関するＱ＆Ａ（企業の方向け）」はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html>

　「労働者が新型コロナウイルスに感染したため休業させる場合、休業手当はどのようにすべきですか。」などのＱ＆Ａが掲載されています。

　ホームページを参照していただき、感染拡大の防止のためにも、従業員が休みやすい環境を整えていただきますようお願いします。

　また、京都労働局雇用環境・均等室では「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」を開設しています。不明な点はこちらにお問合せください。

お問合せ：京都労働局　雇用環境・均等室

「新型コロナ感染症の影響による特別労働相談窓口」　電話075-241-3212

1. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例が設けられました

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する国の制度です。

特例の対象は、日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の10％以上である事業主です。

特例措置の内容は次のとおりです。

１　休業等計画届の事後提出を可能とします。

２　生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

３　最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

４　事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

なお、特例の対象とならない場合でも、通常の雇用調整助成金を利用できることがあります。

支給要件、受給手続き等は、厚生労働省のホームページで御確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000595853.pdf>

お問合せ：京都労働局　助成金センター　電話075-241-3269　又は　各ハローワーク

1. 「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度のお知らせ

京都府及び京都市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上げ等の減少又は原材料費の高騰により業況が悪化している中小企業等の経営を支援することを目的として「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を実施しています。

融資対象者、受付機関等詳しくはこちら

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html#E>

お問合せ：京都府　中小企業総合支援課　電話075-366-4357

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

発行者：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

　　　　電　話：０７５－４１４－５０８２

　　　　ＦＡＸ：０７５－４１４－５０９２

　　　　メール：jinzairodo@pref.kyoto.lg.jp

※無断転載・転写・コピー・転送等はご遠慮願います。